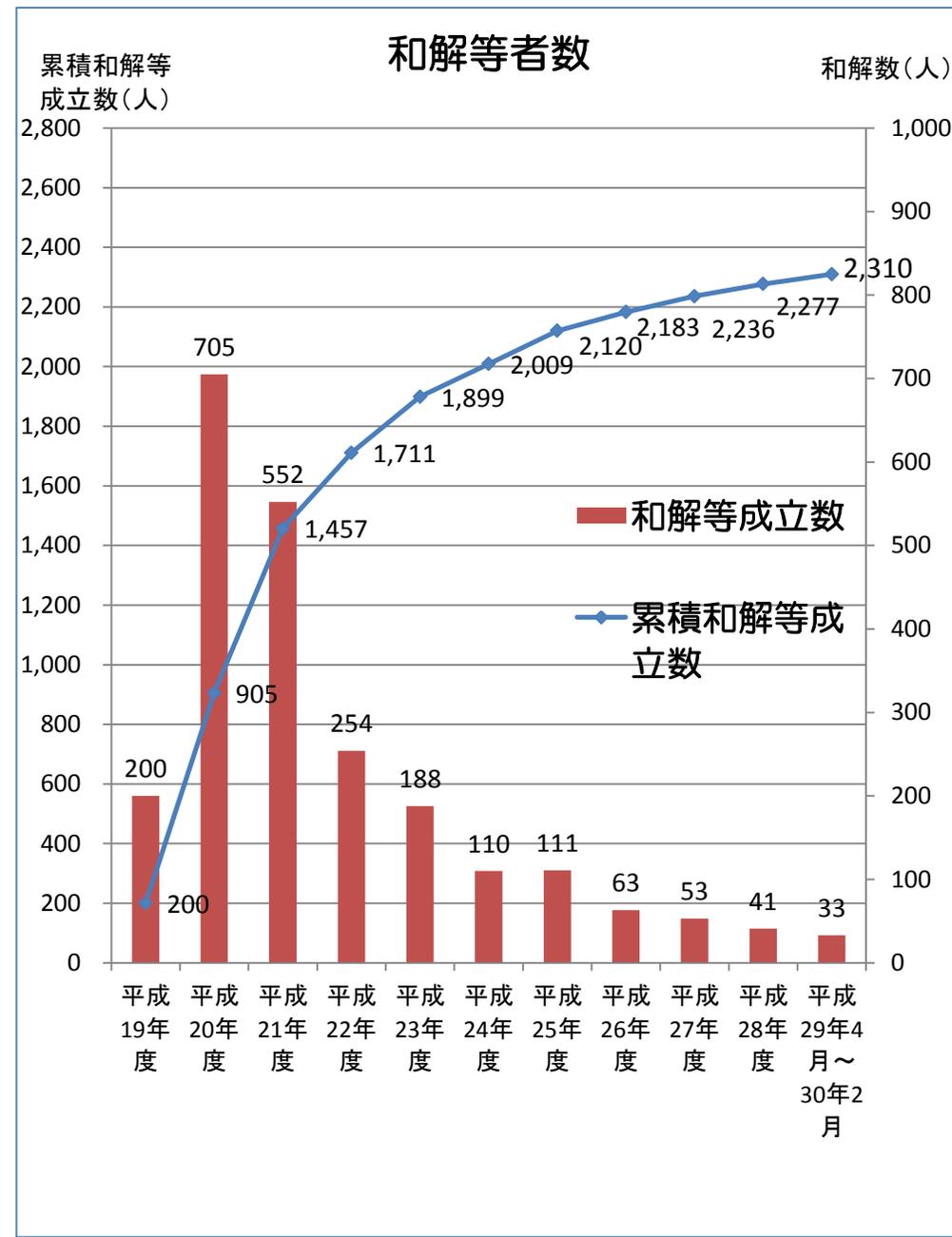
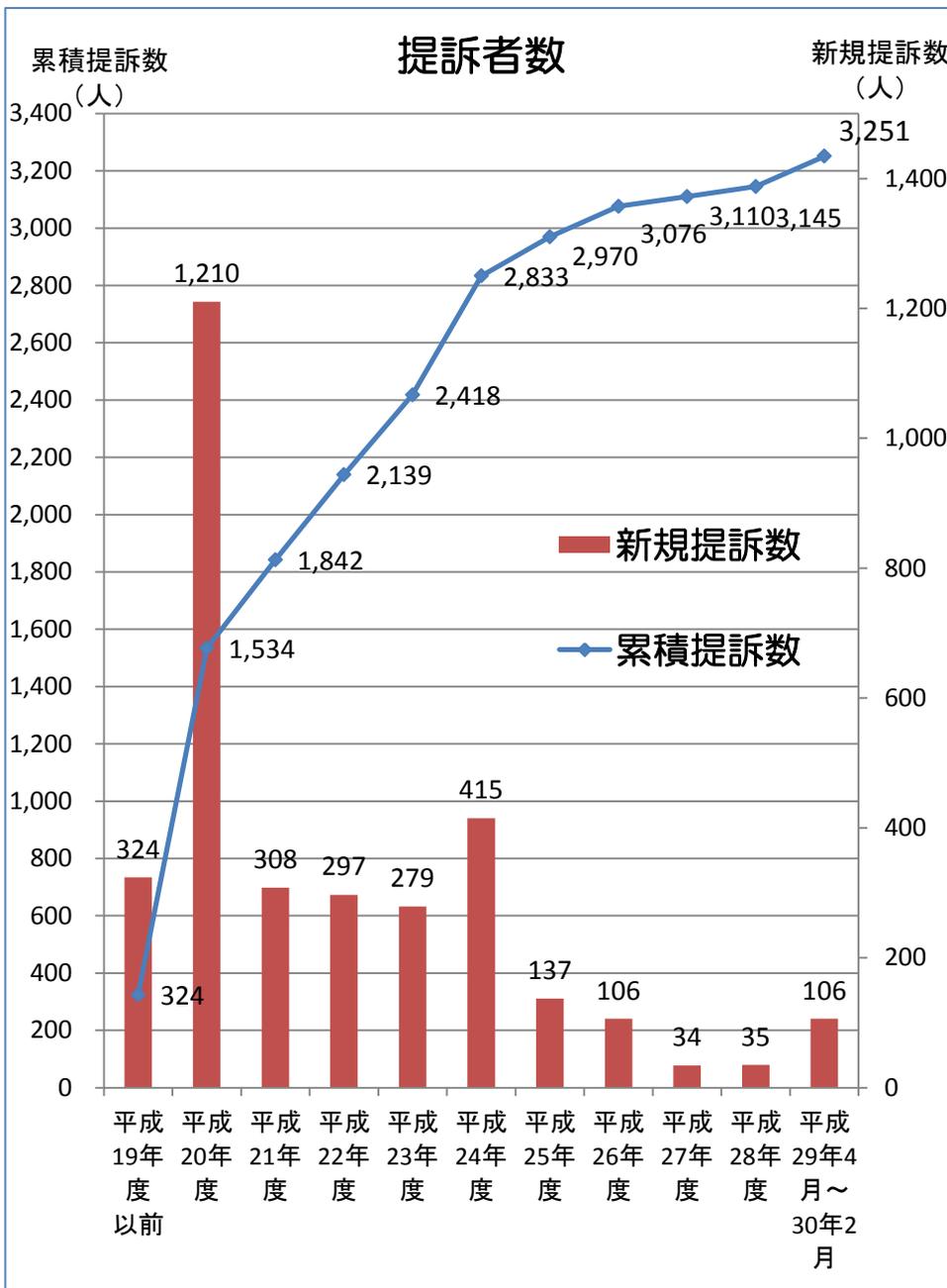


# C型肝炎特別措置法に基づく 給付金の請求について



# C型肝炎訴訟 提訴者数・和解等者数の推移



広報例①(厚生労働省の広報誌「厚生労働」に掲載したものと同内容)

掲載場所: <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-lyakushokuhinkyoku/0000189753.pptx>

※このまま活用いただいても、修正の上活用いただいても問題ありません

# 1994年頃までに、出産や手術で大量出血等をされた方へ

## ～C型肝炎救済特別措置法による給付金の請求期限が2023年1月16日に延長されました～

1994年頃までに出産や手術による大量出血などの際に、血液からつくられた医薬品(フィブリノゲン製剤・血液凝固第9因子製剤)が使用されたことよって、C型肝炎ウイルスに感染された方へのお知らせです。

このような場合、法律(※1)に基づき、国を相手とする裁判を提起し、裁判のなかで、①血液からつくられた医薬品(フィブリノゲン製剤・血液凝固第9因子製剤)が使用されたこと、②その医薬品が使用されたことよってC型肝炎ウイルスに感染したこと、③慢性肝炎を確認できれば、国と和解をしたうえで、給付金を受け取ることが出来ます。なお、この給付金を受けるためには、**2023年1月16日までに(※2)国を相手とする裁判をしなくてはなりません。**

出産や手術での大量出血などの際に、血液からつくられた医薬品(フィブリノゲン製剤・血液凝固第9因子製剤)が使用された方は、まずは肝炎ウイルス検査を受けましょう。保健所または自治体が委託する医療機関であれば、概ね無料で検査を受けることができます。肝炎ウイルス検査の詳細は、厚生労働省のホームページ「肝炎総合対策の推進」のサイトや、「知って、肝炎」プロジェクトの特設サイトをご参照ください。

※1 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法

※2 法律の改正(2017年12月15日施行)により、法律の施行後10年以内(2018年1月15日)から法律の施行後15年以内(2023年1月15日)に延長されました。なお、2023年1月15日は日曜日にあたりますので、期限は2023年1月16日となります。

詳しくは、

**厚生労働省 大量出血した方へ**

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150855.html>

検索

<問い合わせ先>

◎厚生労働省フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口   フリーダイヤル 0120-509-002  
受付時間:9:30～18:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

<裁判終了後の給付金の請求手続きの問い合わせ先>

◎独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)   フリーダイヤル 0120-780-400  
受付時間:9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

(※フリーダイヤルは、携帯電話、公衆電話からご利用いただけます。)

<肝炎ウイルス検査のご案内>

◎厚生労働省ホームページ [http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/hepatitis\\_kensa.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/hepatitis_kensa.html)

「肝炎総合対策の推進」 <http://www.kanen.org/qanda/>

「知って、肝炎」プロジェクト

